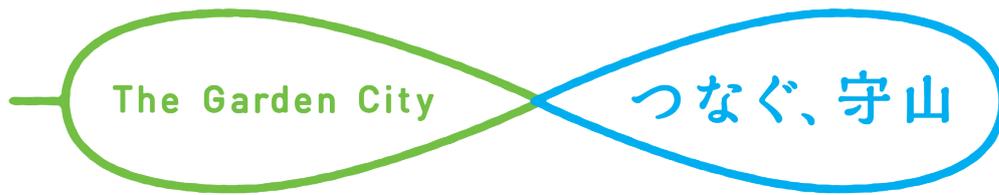


守山市地域包括支援センター 運営方針

[令和6年4月から令和10年3月まで]



令和6年3月作成

守山市地域包括支援センター

守山市地域包括支援センター「運営方針」

目 次

1	「守山市地域包括支援センター運営方針」の趣旨	1
2	センターの設置目的	1
3	センターの役割および運営について	1
	(1) 基幹型センターの役割	1
	(2) 圏域センターの役割	1
	(3) 事業運営について	1
	(4) 運営協議会について	1
4	センターの体制について	2
	(1) 職員体制	2
	(2) 緊急体制	2
	(3) 苦情等の対応	2
	(4) 守秘義務	2
	(5) 法令等の遵守	2
5	センターの運営上の重要な視点（基幹型センター・圏域センター）	2
	(1) チームとしての視点	2
	(2) 公正かつ中立な運営の視点	3
	(3) 市関係部局、関係機関との連携	3
	(4) センター職員の資質の向上	3
	(5) 地域資源の活用の視点	3
	(6) ネットワーク構築の視点	3
	(7) 介護保険法第4条における国民の努力および義務の視点	4
	(8) 自立支援のあり方についての視点	4
6	包括的支援事業の充実（圏域センター）	4
	(1) 総合相談支援事業	4
	(2) 権利擁護事業	5
	ア 高齢者の尊厳の保持	5
	イ 高齢者の孤立死防止の推進	5

ウ 高齢者の権利擁護の推進	6
(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	6
(4) 地域ケア会議の推進	6
(5) 在宅医療・介護連携推進事業	7
(6) 生活支援体制整備事業	7
(7) 認知症総合支援事業	7
(8) 任意事業（家族を支える介護体制の充実等）	8
ア 介護人材の確保・育成	8
イ 介護相談等の充実	8
7 総合事業について（基幹型センター・圏域センター）	9
(1) 介護予防ケアマネジメント事業	9
(2) 一般介護予防事業	9
ア 介護予防把握事業	9
イ 介護予防普及啓発事業	9
ウ 地域介護予防活動支援事業	10
エ 一般介護予防事業評価事業（基幹型センターのみ）	10
オ 地域リハビリテーション活動支援事業	10
8 その他の施策について（圏域センター）	10
(1) 健康づくりの推進	10
ア 健康相談の推進	10
イ 歯科口腔保健の推進	10
9 第9期守山市高齢者福祉計画・介護保険事業計画「守山いきいきプラン 2024」に基づく重点的な取組（市全体）	10

1 「守山市地域包括支援センター運営方針」の趣旨

この「守山市地域包括支援センター運営方針」は、介護保険法第115条の46第1項に基づき設置する本市における地域包括支援センター（以下「センター」という。）の運営上の考え方や、業務推進の方針等について、同法第115条の47第1項の規定に基づき示すものである。

2 センターの設置目的

センターは、市民の心身の健康の保持および生活の安定のために必要な援助を行うことにより、市民の保健医療の向上および福祉の増進を包括的に支援することを目的として、本市の包括的支援事業等を地域において一体的に実施する役割を担う中核的機関として設置されるものである。

本市では、日常生活圏域を、南部、中部、北部の3圏域と定め、圏域ごとに圏域地域包括支援センター（以下「圏域センター」という。）を設置することとする。また、市内全域を統括し、後方支援する役割として、基幹型の地域包括支援センター（以下「基幹センター」という。）を守山市役所内に設置することとする。

3 センターの役割および運営について

(1) 基幹センターの役割

基幹センターは、施策立案や、圏域センター間の総合調整、後方支援および統括、指導監督を行い、その運営について適切に関与する他、市全体の地域包括ケアシステムの深化・推進を図るものとする。

(2) 圏域センターの役割

圏域センターは、地域の実情に応じ、地域に根ざした活動を実践するものとし、地域の実情や課題に応じて、各地域で創意工夫を凝らし、特色ある事業運営に努め、地域包括ケアシステムの深化・推進を図るものとする。

(3) 事業運営について

基幹センターでは、市の状況に応じて必要となる重点課題を設定し、圏域センターでは、重点課題に対する個別の計画を立案し、地域の実情に応じた事業運営を行い、地域の課題解決に努める。基幹センターにおいては、年度毎に市域および圏域の地域包括ケアシステムの深化・推進に関する目標・計画に対する事業の評価を行うとともに、圏域センターにおいては、圏域における目標・事業の評価を行うものとする。

(4) 運営協議会について

市は、地域包括支援センター運営協議会を設置する。地域包括支援センター運営協議会においては、基幹センター、圏域センターの運営に関する事項や組織・運営体制等に関して協議、評価を実施するものとする。

4 圏域センターの体制について

(1) 職員体制

圏域センターの職員体制は、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の3職種および高齢者人口に合わせ、圏域センターの包括的支援業務の実施に関する基準を定める条例の基準に加え、圏域センターにおいては業務量を鑑み、認知症地域支援推進員を含む専門職6名、事務員1名、計7名の職員体制とする。

圏域センター職員の変更があった場合は、速やかに基幹センターへ変更を届け出る。

(2) 緊急体制

圏域センターの開設時間外に、緊急時の連絡を取れるよう、連絡体制や緊急連絡網等を整備する。

(3) 苦情等の対応

圏域センターにおいて苦情を受けた場合は、その内容および対応等を記録する。状況に応じ、圏域センターは基幹センターとの連携を図るため、相談・報告など適切に対応する。

(4) 守秘義務

圏域センターにおける相談記録や関係文書等の情報は適切に管理し、保管するものとする。個人情報保護法を遵守し、個人情報が業務目的外で使用されたり、不特定多数の者が目に触れることのないように、守秘義務を遵守し、個人情報の保護を徹底する。

(5) 法令等の遵守

圏域センターの運営等にあたっては、地方自治法および介護保険法、老人福祉法等、福祉、介護、医療、労働等の関係法令を遵守する。

5 センターの運営上の重要な視点（基幹センター・圏域センター）

(1) チームとしての視点

地域包括ケアを有効に機能させるために、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の3職種および認知症地域支援推進員等職員各々の専門性を活かしながら、常に情報を共有し、互いに業務の理念、各職種の特性を理解した上で、連携・協働し、チームアップ

ローチにより業務に臨むよう努める。

また、センター職員は、市民、特に地域で暮らす高齢者の最善の利益を図るために業務を遂行するよう努める。

(2) 公正かつ中立な運営の視点

圏域センターを運営するにあたり、市民から困り込みに関し疑義が生じないように、介護保険制度をはじめとする守山市の介護・福祉行政の一翼を担う公的な機関としての自覚を持ち、業務を運営する。また、圏域センターの運営費用は市民が負担する介護保険料や国・県・市の公費によって賄われていることを十分理解し、特定の法人や事業者等に不当に偏ることなく適切、公正かつ中立な業務を行う。

また、業務の実施においては、自己紹介や名刺、業務に用いる車両等により、センターの職員・業務であることを示す。

(3) 市関係部局、関係機関との連携

センターは、市民の相談に対し、適切に保健福祉の推進が図れるよう、市関係部局、関係機関と連携し、相談・支援等を行うものとする。

(4) センター職員の資質の向上

センター職員は、専門性の維持向上を目的に、研修会の開催や参加、参加後の情報共有の取組などを積極的に行う。

(5) 地域資源の活用の視点

センターは、地域での各種サービス、保健・医療・福祉の専門職、専門機関の相互の連携、ボランティアや地域の住民活動等のインフォーマルな活動を含めた、地域における様々な社会資源の有効活用や、社会資源の育成・発掘に取り組むことで、市民が抱える課題解決に努める。

(6) ネットワーク構築の視点

市民が、介護サービスや保健・福祉・医療サービス等を適時・適切に利用することができるよう、圏域センターを中心として、介護サービス事業者、医療機関、民生委員・児童委員、自治会、各種ボランティア、その他、地域における関係者と連携し、市民の支援のためのネットワークの構築を推進する必要がある。センターは、地域包括ケアシステムの深化・推進を図る中核機関として、その役割を常に意識し、担当圏域のネットワークを構築し、課題の解決に努める。

(7) 介護保険法第4条における国民の努力および義務の視点

介護保険法第4条において、「国民は自ら要介護状態となることを予防するため、加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して常に健康の保持増進に努めるとともに、要介護状態となった場合においても、進んでリハビリテーションその他適切な保健医療サービスおよび福祉サービスを利用することにより、その有する能力の維持向上に努めるものとする。」とされており、市民自らが要介護状態となることを予防することが重要である。

そのため、センターにおいて、市民の意識啓発および介護予防の維持向上を目指した知識や情報の提供、活動に取り組むことができる環境づくりの推進に努める。

(8) 自立支援のあり方についての視点

本市では、自立を「地域の中で、生きがいや役割、地域とのつながりを持ちながら、自分の望む暮らしを実現できるよう、必要なサービスや支援などを、自分で選び、決定し、主体性をもって生活できること」と定義する。センターは、『守山市ケアマネジメントに関する基本方針』に基づき、孤立や孤独、依存となる状態を予防し、市民の自立に向けた支援を行う。また、市民、介護支援専門員、医療介護サービス事業所等に、その理念、視点を啓発するものとする。

6 包括的支援事業の充実（圏域センター）

包括的支援事業については、「地域包括支援センター運営マニュアル」（地域包括支援センター運営マニュアル検討委員会：編集、一般社団法人長寿社会開発センター：発行）を参考の上、各種事業の展開を行う。また、各圏域センターの運営に関する各種様式により事業実施報告を行う他、基幹センターが求めた場合、事業の報告および書類の作成に協力するものとする。

(1) 総合相談支援事業

様々な事例に適切に対応できるよう、圏域センターは、基幹センターと連携しながら、緊急性を判断し、緊急レベル別の対応（「地域包括支援センター運営マニュアル」参照）を行う。

初回相談を受付後、相談内容や緊急度に応じて、3職種（保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員）がチームとして検討を行い、予測される課題、対応方針等について専門性を生かした視点から検討する。また、必要に応じて、介護支援専門員、地域の関係団体などを含む多職種連携によるケースカンファレンス等を行う。さらに、処遇困難事例の対応にあたっては、地域ケア会議および重層的支援体制整備事業等を活用しながら、事例の課題解決に努める。

(2) 権利擁護事業

認知機能や判断能力の低下により、権利侵害を受けている場合、または契約や権利行使が困難な場合において、権利侵害の防止および適切な権利行使のために、成年後見制度等を活用する中で、高齢者の尊厳保持および高齢者の虐待防止に取り組む。

また、虐待等高齢者の権利擁護に関する支援については、圏域センター、基幹センターおよび市福祉事務所（長寿政策課）等と連携して、適切な対応に努める。

ア 高齢者の尊厳の保持

(ア) 虐待防止および相談先に関する周知・啓発

市民や事業者が、虐待行為や虐待が疑われる事例を発見した場合に、圏域センター等への通報や相談先等の周知啓発に努める。

(イ) 虐待の早期発見・早期支援

介護支援専門員、事業者、民生委員・児童委員や関係部署が連携し、虐待行為や虐待が疑われる事例を発見した場合の情報の共有、安否確認、支援会議の開催等連携を図り、早期発見・早期支援に取り組む。

(ウ) 虐待対応体制の充実

高齢者虐待事例に対し、3職種（保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員）によるチームで対応できる体制を整え、継続的な訪問支援等、体制の整備・充実に努める。

(エ) 高齢者の保護や養護者への支援

養護者へ介護負担軽減等に対する支援を実施するとともに、保護が必要な高齢者を速やかに保護し、安全を確保できるよう関係機関と連携を図る。相談支援を通じ、一時保護等が必要なケースについては、市福祉事務所（長寿政策課）による措置制度の適用による支援を行う。また、措置を実施した後も、医療、介護サービスの利用等による養護者等との再統合を検討し、継続して対象者等への支援に努める。

(オ) 身体拘束に関する啓発

医療・介護サービス事業者等に対し、身体拘束の内容、その弊害等について、権利擁護、虐待防止に関する啓発を行う。

イ 高齢者の孤立死防止の推進

(ア) 高齢者の生活実態の把握や要支援者に対する適切な対応

圏域センターは、民生委員・児童委員、福祉協力員、自治会、ボランティア、事業者等、地域の連携・協力により、ひとり暮らし高齢者や夫婦のみ高齢者世帯等の生活実態の把握を行う。

(イ) 地域における孤立死防止の取組の促進

市民や地域団体、関係機関と連携し、地域における見守り活動の充実、事案の情報共有等を図り、孤立死を防止するためのネットワークづくり（地域づくり）を進める。

ウ 高齢者の権利擁護の推進

(ア) 成年後見制度等の周知

成年後見制度について、市民や関係者・関係機関へ周知を行うとともに、窓口相談等において情報提供を行い、成年後見制度の利用促進を図る。

(イ) 成年後見制度・権利擁護の相談・支援体制の強化

高齢者の増加や一人暮らし、老夫婦世帯等の増加による成年後見制度・権利擁護に関する相談件数の増加に対応するため、相談会の実施による、成年後見制度の利用促進・支援を実施するとともに、NPO法人の活用による相談・支援の実施など体制の強化を図る。

(ウ) 日常生活自立支援事業の充実

高齢化の進展に伴う認知症高齢者の増加により、権利擁護事業へのニーズが高まることから、事業実施主体との連携を強化するなか、日常生活自立支援事業の利用促進に向けて周知・啓発を図る。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

介護支援専門員への指導・相談助言を通じて、利用者の自立支援につながるケアマネジメントの支援に努める。また、サービス担当者会議に参加した場合には利用者の状態を適切にアセスメントし、サービスの必要性や自立支援につながる支援への助言等を行う。

また、困難ケースについては、圏域センターが介護支援専門員を後方支援する他、地域全体のケアマネジメント力の向上に向け、主任介護支援専門員とともに介護支援専門員の資質および対応力の向上に取り組む。

(4) 地域ケア会議の推進

医療・福祉・介護等の関係者による地域ケア個別会議を開催し、個別事例からの地域課題の抽出を図る。特に「介護等が必要な高齢者の生活を地域全体で支援していく」ための地域課題を把握するとともに、介護支援専門員の資質の向上に資するよう、効果的な地域ケア個別会議の実施に努める。また、地域ケア推進会議等を通して、地域課題の解決を図るための施策化・予算化等について検討し、地域包括ケアシステムの深化・推進に努める。

(5) 在宅医療・介護連携推進事業

在宅医療・介護連携サポートセンターは、市民が、身近な地域において、医療と介護を一体的に受けることができるよう主治医・在宅医等の調整、在宅医療・介護サービスの利用支援等、在宅療養・看取り支援を行う。

また、守山野洲医師会と連携して、本人と家族、主治医、介護支援専門員、介護サービス事業者等の関係者が情報を共有するための「在宅療養手帳」の利用の促進を図る。

さらに、入院による急性期の治療、リハビリテーションから回復期を経て、退院後の在宅療養へ円滑に移行するために、サービス担当者会議等への参画、「在宅療養安心ロード」や、市「エンディングノート」等の活用を図る。

多職種の連携強化については、守山顔の見える会（年6回予定）の周知啓発および参加の促進を図るとともに、センター職員は在宅医療・介護連携推進協議会（年3回予定）への参画を行う。

(6) 生活支援体制整備事業

「生活支援コーディネーター」を中心に、地域市民が話し合う場である「協議体」に多様な事業者が参画する中、地域資源との連携や関係機関との協働を図りながら、介護予防や高齢者の生活支援等地域の実情や課題に応じた取組を支援することで、支え合いの地域づくりを推進する。さらに、一人一人の心配事や困りごとを我が事として受け止め、地域に暮らす市民や事業者などが丸ごとつながり、それぞれが持つ強みを結び合わせ解決を図ることで年齢や障害の有無に関係なく、誰もがいきいきと楽しく、元気に住み慣れた家、まちで暮らす「地域共生社会」の実現を目指す。

(7) 認知症総合支援事業

『新オレンジプラン』および令和5年6月に制定された『共生社会の実現を推進するための認知症対策基本法』を踏まえ、高齢者等が認知症になっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域住民等に対して、認知症サポーター養成講座等により、認知症の正しい知識の普及啓発に努める。また、認知症相談医等の関係者との連携を強化し、認知症初期集中支援事業を活用する中で、認知症高齢者の早期発見・早期支援に努める。

さらに、認知症の人やその家族の居場所づくり、介護者の心身の介護負担の軽減や、本人の意欲向上等、在宅介護の継続に向けた、本人と家族への一体的な支援を行う。

地域においては、住民をはじめとした見守りネットワークの構築に向けた取組、住民・事業者・関係者等の連携強化や、認知症の人やその家族の支援ニーズと認知症サポーターをつなぐ仕組みを整備（チームオレンジの設置）する等、認知症施策推進大綱の掲げる「共生」と「予防」の地域づくりを推進することで、認知症になっても住みやすいまち

づくりの推進に努める。

(8) 任意事業（家族を支える介護体制の充実等）

ア 介護人材の確保・育成

- (ア) 専門研修の実施：医療・介護サービス事業者等の資質向上を目指し、認知症ケア、医療的ケア等の専門的知識や技術の向上を目的とした研修の実施を促進する。
- (イ) 介護支援専門員に対する相談・支援：処遇困難事例の対応等に関する介護支援専門員への支援の充実を図る。
- (ウ) 介護支援専門員の育成、資質の向上：介護支援事業所管理者と連携し、介護支援専門員に対して、専門知識やケアマネジメント能力向上のための研修会を開催する。

イ 介護相談等の充実

(ア) 相談・情報提供体制の充実

圏域センターにおいて、総合相談や家族介護者訪問等により、高齢者やその家族の困り事や心配事を把握し、課題解決に向けた支援を実施する。

(イ) 家族介護者への訪問活動

認知症初期集中支援チームをはじめ、認知症地域支援推進員、保健師等の専門職が認知症高齢者等を介護する家族へ訪問し、介護者から介護上の負担、悩みや介護者の健康状態等を聞き取り、必要なサービスの利用等を支援することで、介護負担の軽減に努める。

(ウ) 家族介護者教室

介護者の心身の負担が軽減できるよう医療・介護サービス内容の周知をはじめ、具体的な介護方法を学ぶことができる内容とし、地域のインフォーマルサービスも併せて周知する。

(エ) 家族介護等についての啓発

介護休業の取得を理由とする解雇等の不利益な対応がないよう、また家族の介護を理由に離職せざるを得ない状況を少なくするため介護休業制度等の取得推進について介護者や企業等へ啓発を行う。

(オ) 介護者への緊急時の支援

介護者の急病等の緊急時に、介護支援専門員、事業者、関係部署と連携し、短期入所等介護サービス等の調整により対応支援を行う。

(カ) 広報の充実

介護サービス、健康づくりや介護予防に関する保健事業、福祉事業、地域福祉活動等、市民の理解を深めるため、SNS等多様な媒体や各種事業、出前講座等あらゆる

る事業・機会を通して広報活動を行う。

7 総合事業について（基幹センター・圏域センター）

(1) 介護予防ケアマネジメント事業

介護予防に支援が必要な要支援認定者、事業対象者に対し、総合事業や予防給付によるサービスや、多様なインフォーマルサービスを活用することにより本人の意欲や能力を引き出すことで自立の支援につなげる。また、円滑にサービスに繋がるよう居宅介護支援事業所等との連携に努める。

(2) 一般介護予防事業

高齢者がいつまでも元気に過ごすことができるよう、また、介護が必要になっても、生きがいや役割をもって生活できる地域を目指した取組を進める必要がある。また、介護予防の推進にあたっては、高齢者の心身機能を高めることだけを目指すのではなく、高齢者が地域の中で生きがいや役割を持って生活できるような居場所づくりなど、高齢者を取り巻く環境への働きかけが必要である。

そのため、介護予防の取組をしていない人に対しては、身近な地域において介護予防の取組を始めるきっかけづくりができるよう、あらゆる機会を利用して、介護予防の必要性や取組について啓発を行うとともに、家族や友人・知人等、身近な地域でみんなと一緒に取り組むことができる介護予防活動の展開を行う。

また、介護予防や改善効果の高い教室の実施を行うため、「守山百歳体操」「守山健康のび体操」「もりやまプラス体操」の推進を図り、地域における自主的な介護予防活動へつなげる。

さらに、身近な地域において、介護予防のみならず高齢者の抱える多種多様な健康課題に対応するため、保健事業と介護予防の一体的な実施事業に取り組む。

ア 介護予防把握事業

総合相談支援事業や保健事業と介護予防の一体的な実施事業による高齢者の健康増進および健康寿命延伸にかかる取組等により基幹センターと圏域センターが情報共有するとともに、収集した情報を活用して、閉じこもりや孤立等で支援を必要とする人を早期に把握し、関係機関と連携する中で、地域で実施されている介護予防活動等への参加を促進する。

イ 介護予防普及啓発事業

介護予防に役立つ基本的な知識の普及啓発のため、パンフレット等を作成し、会館等の公共施設での配布することにより介護予防の推進に努める。また、すこやかサロ

ン、老人クラブ等への出前講座等を活用し、担当圏域の課題の改善に資する介護予防教室を開催する。

ウ 地域介護予防活動支援事業

年齢や心身の状況等により高齢者を分け隔てることなく、誰でも参加することのできる介護予防活動の地域展開を目指して、通いの場等の介護予防に取り組む自主グループの周知啓発や新たな通いの場の立ち上げ支援等、効果的・効率的な介護予防の取り組み・運営を支援する。

通いの場における、介護予防のための運動に関する活動として「守山百歳体操」に加え、「守山健康のび体操」、「もりやまプラス体操」等に取り組む。

エ 一般介護予防事業評価事業（基幹センターのみ）

事業計画に定める重点的な取組等の達成状況の検証および一般介護予防事業の事業評価を行い、地域における介護予防活動の進捗状況の確認および必要な施策・事業の検討を行う。

オ 地域リハビリテーション活動支援事業

リハビリ専門職を活用し、地域における出前講座、サービス担当者会議等への関与を促進し、高齢者の自立支援、重度化・重症化予防に努める。

8 その他の施策について（圏域センター）

(1) 健康づくりの推進

ア 健康相談の推進

各会館や民生委員・児童委員等と連携のもと、地域における見守りネットワークの構築により、市民の健康づくりや介護予防の推進に努める。

イ 歯科口腔保健の推進

生活習慣病等の内科疾患や、転倒・骨折、フレイル等との関連する口腔機能の維持向上について、広く周知し、高齢者の健康づくり、介護予防を推進する。

9 第9期守山市高齢者福祉計画・介護保険事業計画「守山いきいきプラン2024」に基づく重点的な取組（市全体）

第9期守山市高齢者福祉計画・介護保険事業計画「守山いきいきプラン2024」に基づき、センターは高齢者の介護予防の推進、認知症施策の推進、在宅療養・看取り支援の推進、介護予防ケアプランの作成等を通じて高齢者が住みなれた地域で安心して暮らし

続けることができるまちづくりを推進する。

＜第9期計画における重点的な取組＞

- (1) みんなで取り組み、誰もが参加しやすい介護予防の推進
- (2) 地域包括支援センターの機能強化
- (3) 地域全体で取り組む認知症対策の充実（「共生」「予防」）
- (4) 地域共生社会の実現に向けた支え合いの地域づくり
- (5) 高齢者の住まいと生活環境（移動支援等）の充実
- (6) 介護サービスの充実と在宅生活への支援
- (7) 介護人材の確保・育成・定着

※以降は、第9期計画確定段階で転載します。